

# =====**第2章 障害者手帳**=====

## 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいがあり、その状態が身体障害者福祉法に定められている障がいに該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

### 対象となる障がい

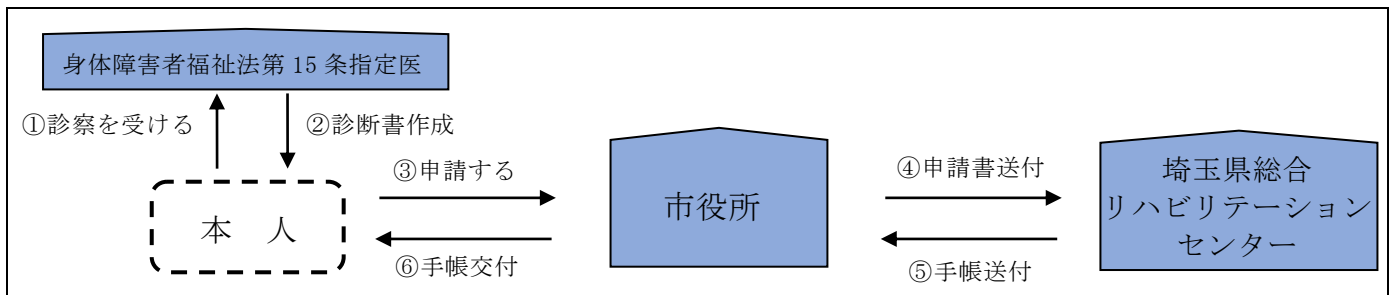
手帳	障害区分	等級
身体障害者手帳	視覚障害	1～6級
	聴覚障害	2～4・6級
	平衡機能障害	3・5級
	音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級
	肢体不自由	1～6級
	内部	心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸 肝臓 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

※ 身体障害者手帳に記載のある「第1種・第2種」については、旅客運賃の割引等に適用されるものです(58ページ参照)。

### 申請に必要なもの

- (1) 診断書(所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの。診断書は、障がい者福祉課及び各総合支所各社会福祉係にあります。)
- (2) 印鑑
- (3) 手帳申請者の個人番号カード又は通知カード(マイナンバーがわかるもの)及び本人確認書類

### 手帳が交付される流れ



手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

- ①住所、氏名が変わったとき.....手帳、印鑑
- ②手帳をなくしたとき..... 印鑑
- ③手帳を破損したとき.....破損した手帳、印鑑
- ④障がいの程度が変わったり、新たに障がいが生じたとき.....手帳、印鑑、診断書
- ⑤再判定を受けるとき.....手帳、印鑑、診断書
- ⑥障がいの程度が該当しなくなったとき.....手帳、印鑑
- ⑦本人が亡くなったとき.....手帳、印鑑

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

## 療育手帳

療育手帳は、知的障がいがあり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

### 対象となる障がい

児童相談所(18歳未満の方)又は埼玉県総合リハビリテーションセンター(18歳以上の方)において、心身の発達、日常生活、行動、知的能力、社会性などを医学的・心理学的に診断し、知的障がいと判定されるもの。

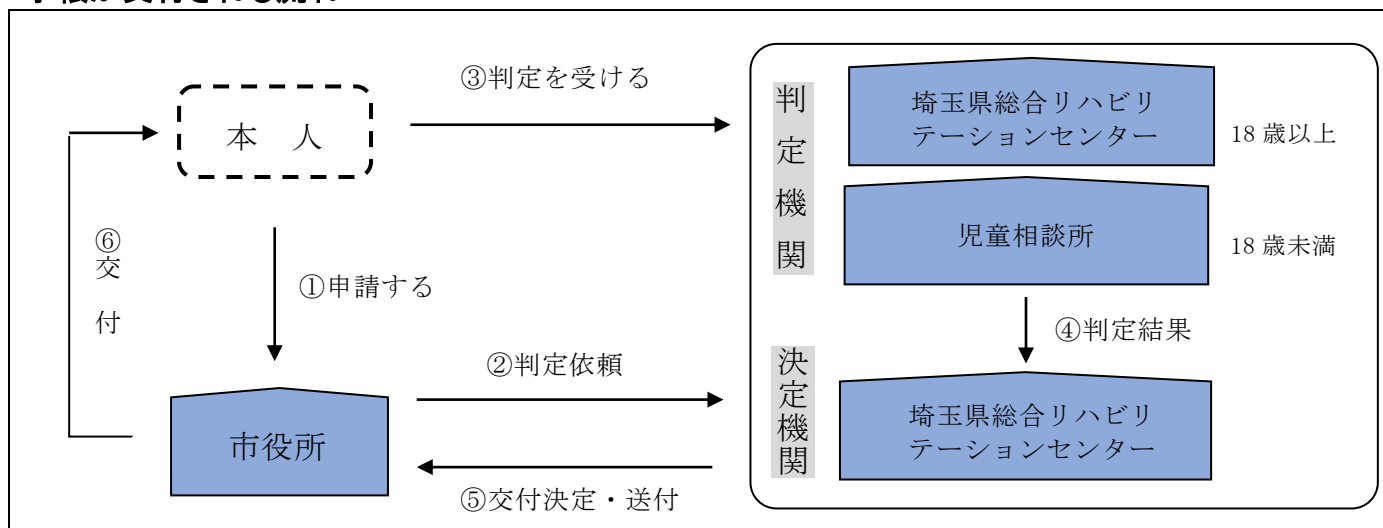
手帳区分	㉑	A	B	C
障がいの程度 (IQ)	最重度 (おおむね20以下)	重度 (おおむね21～35)	中度 (おおむね36～50)	軽度 (おおむね51～70)

※ 療育手帳に記載のある「第1種・第2種」については、旅客運賃の割引等に適用されるものです(58ページ参照)。

### 申請に必要なもの

- (1) 母子手帳等の本人の生育歴に関するもの
- (2) 印鑑
- (3) 手帳申請者の個人番号カード又は通知カード(マイナンバーがわかるもの)及び本人確認書類  
※平成30(2018)年7月から、マイナンバーの記入が必要となりました。

### 手帳が交付される流れ



手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

- ①住所、氏名が変わったとき.....手帳、印鑑
- ②手帳をなくしたとき.....印鑑
- ③手帳を破損したとき.....破損した手帳、印鑑
- ④障がいの程度が変わったり、新たに障がいが生じたとき.....手帳、印鑑
- ⑤再判定を受けるとき.....手帳、印鑑
- ⑥障がいの程度が該当しなくなったとき.....手帳、印鑑
- ⑦本人が亡くなったとき.....手帳、印鑑

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のある方の中で、精神障がいのために、長期にわたって、日常生活又は社会生活への制約があると認められる場合に交付されます。手帳を取得すると、各種福祉サービスが受けられます。

### 対象となる障がい

手帳	疾患名	等級
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症 気分(感情)障害 非定型精神病 てんかん 中毒性精神病 器質性精神障害 発達障害 その他の精神疾患	1～3級

※ 初診から6ヶ月を経過しないと申請できません。

※ 手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新の手続きが必要です。更新の手続きは、手帳の有効期限の3ヶ月前からできます。

### 申請に必要なもの

- (1) 次のア、イのいずれか
  - ア 診断書(所定の様式は、障がい者福祉課及び各総合支所各社会福祉係にあります)
  - イ 年金証書(精神障がいを支給事由とする年金)の写し又は直近の年金振込(支払)通知書の写し
- (2) 印鑑
- (3) 手帳申請者の個人番号カード又は通知カード(マイナンバーがわかるもの)及び本人確認書類

手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

- ①住所、氏名が変わったとき.....手帳、印鑑
- ②手帳をなくしたとき.....印鑑
- ③手帳を破損したとき.....破損した手帳、印鑑
- ④再判定又は等級変更を受けるとき.....手帳、診断書又は年金証書の写し、印鑑
- ⑤障がいの程度が該当しなくなったとき.....手帳
- ⑥本人が亡くなったとき.....手帳

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)